

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年5月30日

【会社名】 日本コンベヤ株式会社

【英訳名】 Nippon Conveyor co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西尾 佳純

【最高財務責任者の役職氏名】 該当する事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪府大東市緑が丘2丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 日本コンベヤ株式会社東京支社
(東京都港区芝2丁目13番4号
住友不動産芝ビル4号館)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月28日に提出いたしました第64期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続きを実施した結果、平成24年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でない判断しました。

記

当社は、樫本興業株式会社（以下「樫本興業」という）が平成25年3月18日付で開示した「当社従業員による不正行為について」に関して、樫本興業担当役員から当社取締役、不正行為が疑われる取引の一部（以下「当該取引」という）に当社との取引が含まれているとの連絡がありました。その内容把握のために同年3月28日に社内調査委員会（委員長：当社代表取締役社長 西尾佳純）を設置し、調査を実施しました。

同調査の結果、当社において首謀者あるいは共謀者であることを示す事実は発見されず善意の第三者と考えますが、当社装置システム部と樫本興業との取引の一部に実在性の無い取引が含まれていることが判明しました。樫本興業の社会的信用力から当該取引を受注したこと自体に合理性が無いとまでは言えないものの、結果的に不適切な取引を発見できなかった点につきましては、コンプライアンス上の重大な問題と認識しています。

これに伴い当社は、当該取引による過年度決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、平成20年3月期から平成25年3月期第3四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、このような不適切な取引が未然防止あるいは発見できなかった点において、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、装置システム部における受注承認や与信管理、取引先の業況確認といった管理体制が十分に機能していなかったこと及びモニタリングが不十分であったことによるものです。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、当該不適切取引が防止されず、かつ発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内調査委員会の調査結果及び提言を踏まえて以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) 全役員、全社員のコンプライアンス意識の向上
- (2) 社内諸規程、手順書の整備
- (3) 社内管理体制の見直しと受注承認プロセスの見直し
- (4) 内部監査機能の強化

以上